

# 令和7年度(2025年度)青年農業者・新規就農者実態補完調査実施要領

## 1. 目的

熊本県では、「くまもと新時代共創基本方針」に基づき、農林水産業への新規就業から経営安定までをトータルサポートするため、就業相談窓口の設置や技術習得研修の実施、就業時における初期投資への支援や円滑な経営継承に向けた支援体制の構築等により、多様な新規就農者の確保・育成を図っている。

そこで、本県における青年農業者や新規就農者の動向、就農後の定着状況等を的確に把握し、地域での支援やニーズに応じた支援施策の構築を継続して実施するため、青年農業者・新規就農者実態補完調査を実施する。

## 2. 調査実施主体 熊本県

## 3. 調査対象

- (1) 青年農業者
- (2) 新規学卒就農者
- (3) Uターン就農者
- (4) 新規参入就農者
- (5) 農業法人等への就職者
- (6) 就農後定着している者

## 4 調査時点・調査対象期間

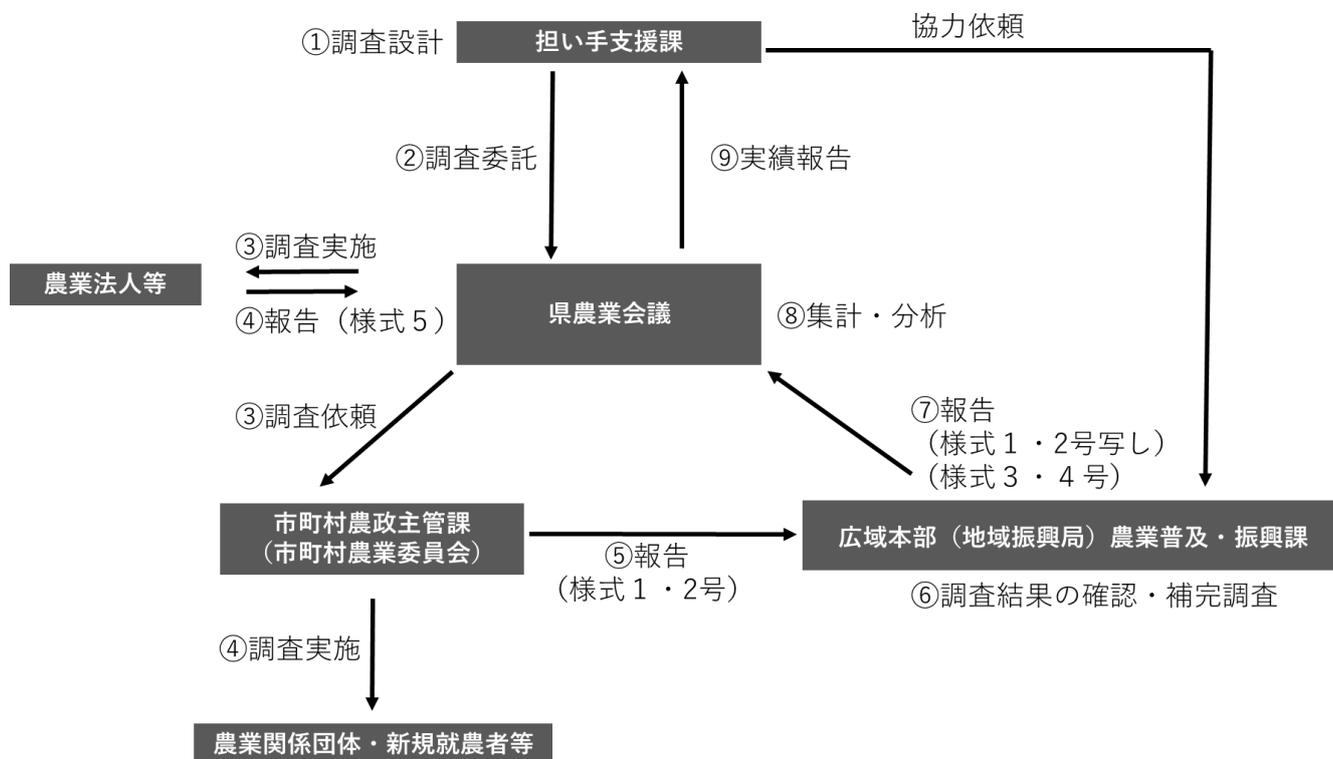
- (1) 調査時点: 令和7年(2025年)5月1日
- (2) 調査対象期間: 令和6年(2024年)5月1日～令和7年(2025年)4月30日

## 5. 実施方法

- (1) 調査業務を一般社団法人熊本県農業会議(以下「県農業会議」)に委託するものとする。
- (2) 調査実施期間 令和7年6月～11月
- (3) 調査スケジュール

令和7年	6月上旬	県農業会議に調査委託
	7月上旬	各市町村農政主管課及び農業法人等に対し調査依頼 説明会開催(オンライン)
	9月	各市町村農政主管課から各広域本部(地域振興局)に報告 各広域本部(地域振興局)から県農業会議に報告
	10月中旬	2次補完調査の実施、農業法人等から県農業会議に報告
	11月～12月	県農業会議にて集計・分析
令和8年	3月21日	実績報告書提出

#### (4)調査フロー



#### ■本調査で対象とする新規就農者

##### (1)親元就農者(新規学卒就農者、Uターン就農者)

農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、学生から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者。

##### (2)新規参入就農者

調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等によりの農地を譲り受けた場合を除く)し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。

##### (3)新規雇用就農者

調査期日前1年間に新たに法人等に、雇用期間の定めのない正規の従業員(1週間の労働時間が35時間以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(雇用される直前の就業状態が農業従事であった場合を除く)。